

○順天堂大学内部質保証に関する規程

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学（以下、「本学」という）における内部質保証に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本学における内部質保証とは、順天堂大学学則第1条及び順天堂大学大学院学則第1条に掲げる目的・使命を実現するために、教育研究等の状況について、自ら点検・評価を行い、その評価結果をもとに、質の向上を図り、適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。

(内部質保証の体制)

第3条 学長の下に、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を置く。

- 2 内部質保証の推進に必要な自己点検・評価については、別に定める順天堂大学自己点検・評価に関する規程に基づき、自己点検・評価運営委員会及び学部・研究科等各部門の自己点検・評価部門委員会が実施する。
- 3 自己点検・評価及び内部質保証に関する評価を行うため、学長の諮問機関として外部評価委員会を置くこととし、外部評価委員会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(推進委員会の任務)

第4条 推進委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 内部質保証を推進する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案
 - (2) 自己点検・評価結果の学長への報告
 - (3) 自己点検・評価の結果に基づく、全学及び学部・研究科等各部門に関わる要改善事項に対する改善方法の検討
 - (4) 学部・研究科等各部門で行われる内部質保証の取り組み支援
 - (5) 全学及び学部・研究科等各部門における内部質保証の取り組み状況に関する学長への報告
- 2 学長は、推進委員会からの報告を踏まえて、改善を要する事項について、当該学部、研究科その他の部門の長に対し、改善を指示するものとする。
 - 3 前項の指示を受けた当該部門の長は、改善計画及び改善結果を推進委員会に報告し、学長の承認を受けるものとする。

(構成及び運営)

第5条 推進委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長、学長特別補佐又は学長が指名する教授
 - (2) 各学部長
 - (3) 各研究科長
 - (4) 総務局長
 - (5) その他、学長が必要と認める者
- 2 委員長は、第1項の者のなかから学長が指名する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 5 推進委員会は、委員長が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の開催に代えて書面により審議することができる。
 - 7 推進委員会に関する事務は、大学評価支援室が所管する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長においてあらかじめ推進委員会の議を経て、大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。